

JRJI 鉄筋溶接施工会社認定規定

平成 28 年 2 月 19 日 制定

第 1 章 総 則

1. 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が、日本鉄筋継手協会 JRJI 鉄筋溶接継手工法施工要領書等（以下、「施工要領書等」という。）に基づき、鉄筋の溶接継手の施工を事業とする会社（以下、「鉄筋溶接会社」という。）について、協会の JRJI 鉄筋溶接継手工法による溶接継手の施工体制及び品質管理体制を審査・評価し、「JRJI 鉄筋溶接施工会社」の認定を行い、広く公表し、溶接継手に関する品質及び信頼性の向上に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、引張力の最も小さい部分を施工する場合の JRJI 鉄筋溶接施工会社の新規認定及び更新認定に適用する。

- (1) 新規認定は、協会の JRJI 鉄筋溶接継手工法を使用する JRJI 鉄筋溶接施工会社の認定を取得する場合をいう。
- (2) 更新認定は、JRJI 鉄筋溶接施工会社が継続して認定を取得する場合をいう。

3. 委員会

本規定は、優良鉄筋溶接会社認定委員会（以下、「委員会」という。）が所管し、委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 認定に関する規定、実施細則及び実施要領の策定及び改正案の立案
- (2) 認定に関する審査基準の作成、見直し及び公表
- (3) 認定に関する審査及び評価の実施
- (4) 優良会社認定管理委員会（以下、「管理委員会」という。）への評価結果の附議
- (5) その他、審査及び評価に必要と認められる業務

第 2 章 JRJI 鉄筋溶接施工会社

4. JRJI 鉄筋溶接施工会社の要件

JRJI 鉄筋溶接施工会社は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 協会の正会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行う場合は、この限りではない。
- (2) 事業の目的に鉄筋の溶接継手の施工を事業とすることが記載されている会社であること。
- (3) 認定に関する審査基準を満足していること。

5. 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定が確定した日から3年目の12月31日までとする。

6. 履行義務

JRJI 鉄筋溶接施工会社は、次の履行義務を遵守しなければならない。

- (1) 審査基準に定められた施工体制及び品質体制を維持し、協会が発行した JRJI 鉄筋溶接継手工法施工要領書及び JRJI 鉄筋溶接継手作業手順書に従って適正に溶接継手の施工を行うこと。
- (2) 認定の要件に関わる変更が生じた場合は、書面にて速やかに協会へ届け出ること。

第3章 審査項目及び審査基準

7. 審査項目

JRJI 鉄筋溶接施工会社の認定に関する審査項目は、次のとおりとする。

- (1) 溶接継手の施工体制
- (2) 溶接継手の品質管理体制

8. 審査基準

JRJI 鉄筋溶接施工会社の認定に関する各審査項目の審査基準は、実施細則に定める。

第4章 認定申請

9. 申請手続き

- (1) 新規認定又は更新認定を申請する鉄筋溶接会社（以下、「申請会社」という）は、別に定める認定申請書及び申請に必要な提出書類等（以下、「書類等」という）を過不足無く添付し、協会へ申請しなければならない。
- (2) 申請会社は、申請と同時に、別に定める申請料を納付しなければならない。
- (3) 書類等に不備が確認された場合は、申請会社へ差し戻し、申請手続きを中止する。

10. 申請期間

認定申請は、随時とする。

11. 申請に必要な書類

認定の申請に必要な書類は、実施細則に定める。

第5章 審査及び評価

12. 審査

- (1) 認定審査は、書類審査とする。

- (2) 委員会は、申請会社ごとに担当する審査員を決定する。
- (3) 審査員は、申請を受付けた申請書類及び誓約書について審査を行う。

13. 審査報告書

審査員は、審査の記録として JRJI 鉄筋溶接施工会社審査報告書（以下、「審査報告書」という）を作成する。

14. 評価

委員会は、各申請会社の審査記録に基づいて、次の評価を行う。

- (1) 認定に関する審査基準が満たされた場合、「認定可」とする。
- (2) 認定に関する審査基準が満たされない場合、「認定不可」とする。

第6章 認定

15. 認定の決定

- (1) 委員会は、申請会社ごとの審査報告書に基づいて評価し、管理委員会へ評価結果を附議する。
- (2) 管理委員会は、評価結果に基づいて認定の可否を決定し、理事会へ上程する。

16. 認定等の通知

協会は、理事会の承認後、速やかに認定の可否を申請会社へ通知する。

17. 認定書の発行

協会は、認定が承認された申請会社に、次の事項を記述した JRJI 鉄筋溶接施工会社認定書（以下、「認定書」という）を発行する。なお、認定書は、理事会の承認後、速やかに申請者に送付する。

- (1) 認定書の名称：JRJI 鉄筋溶接施工会社認定書
- (2) 法人名称：認定された法人名及び事業所名を記載する。
- (3) 鉄筋溶接工法：JRJI 鉄筋溶接継手工法
- (4) 所在地：認定された法人又は事業所の所在地を記載する。
- (5) 認定番号：JRJI-溶工-登録番号
- (6) 有効期間：元号にて表記する。
- (7) 審査項目：JRJI 鉄筋溶接施工会社に関する審査項目
- (8) 特記：認定に必要な事項（引張力の最も小さい部分を施工する場合に限る）

第7章 認定の取消し等

18. 認定の取消し

次の事項に該当する場合は、委員会が審査しその事実を確認した後、管理委員会に報

告し、管理委員会は認定書に記載されている有効期間に係わらず JRJI 鉄筋溶接施工会社の認定を取り消し、当該施工会社に対してその旨を通知すると共に、協会ホームページ等に公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 誓約書に記載された誓約事項が遵守されなかった場合
- (3) 本規定「6. 履行義務」が遵守されなかった場合
- (4) 協会の名誉を著しく傷つける事由が発生した場合
- (5) その他、関連法令等に違反した場合

19. 認定書の返還

認定の取消しを受けた場合は、10日以内に保有する認定書を協会へ返還しなければならない。

第8章 その他

20. 異議申立て

本規定に則り行われた事項について異議がある場合は、その通知を受取った日より10日以内に限り、協会に対して書面をもって異議申立てを行うことができる。ただし、当該案件についての異議申立ては1回を限度とする。

21. 料金等

申請料、審査料及び認定料は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表によることとし、その納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 申請料及び審査料は、申請時点で納付する。
- (2) 認定料は、認定の通知が届いた時点で納付する。
- (3) 納付された料金等は、認定に至らなかった場合でも返却しない。
- (4) 追加の審査が必要と判断された場合に係る費用は、申請会社の負担とする。

22. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、委員会が発議し、管理委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、平成28年2月19日に制定し、同日より施行する。

＜改正記録表＞

改正No.	改正年月日	作成	審査	承認	改正内容
0	2016年2月19日	JRJI委員会	管理委員会	理事会	制定

＜略称＞

優良会社認定管理委員会 : 管理委員会

JRJI 溶接継手工法普及展開準備小委員会 : JRJI 委員会

優良鉄筋溶接会社認定委員会 : 委員会

＜以下、空白＞